

## 事 務 事 業 評 価 シ ー ト

評価対象年度	平成 24 年度
--------	----------

【事務事業の基本的事項】

事務事業名	高齢者住宅整備資金貸付事業				
担当課係名	長寿支援 課	長寿いきがい 係	作成者	高橋 精一	
総合計画での位置づけ	施策の大綱	すべての生命を慈しむ健康福祉のまち			総合計画のページ
	基本計画	高齢者福祉と介護保険事業の充実			
	主要施策	生活環境の整備推進			
予算費目	一般 会計	3 款 民生費	1 項 社会福祉費	3 目 老人福祉費	
事業期間	平成 年度 ~ 平成 年度		新規/継続の区分	継続	
性質区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民サービス <input type="checkbox"/> 公共事業 <input type="checkbox"/> 施設維持管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				
根拠法令等	仙北市高齢者住宅整備資金貸付規則				
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務				
運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直 営 <input type="checkbox"/> 直営（一部民間委託） <input type="checkbox"/> 民間委託（全部） <input type="checkbox"/> 補 助				

【事務事業の実施内容】

事業の対象 (誰のため・何を)	仙北市内に居住し、65歳以上の親族である高齢者と同居する者で、高齢者の専用居室等の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難なものに対し高齢者住宅整備資金の貸付けを行う。
事業の目的・意図 (どういう状態にしたいのか)	高齢者の福祉の増進を図るため。
事業の内容 (どのような業務、活動を行うのか)	貸付金の限度額は、1戸当たり150万円。資金の貸付けの条件として、貸付けの利率、据置期間、償還期間、償還方法、延滞利息が規則で定められている。申請書等を受理した場合、その内容を審査し適当と認めた場合貸付けを行っている。

【事務事業の推移】

		項 目	単位	23年度実績	24年度実績	
効果	活動指標	利用者数	目標	人	3	3
			実績	人	0	1
			達成度	%	0.0%	33.3%
	成果指標	整備件数	目標	軒	3	3
			実績	軒	0	1
			達成度	%	0.0%	33.3%
投下コスト	項 目		総事業費	23年度決算額(千円)	24年度決算額(千円)	
	事業費（人件費を除く）(A)		—	0	500	
	人 件 費 (B)		—	1,696	1,657	
	職 員 数		—	0.20	0.20	
	職員平均人件費		—	8,479	8,286	
	(A) + (B) 投下コスト		—	1,696	2,157	
	財源内訳	国 庫 支 出 金		—	0	0
		県 支 出 金		—	0	0
		地 方 債		—	0	0
		そ の 他		—	0	0
		一 般 財 源		—	1,696	2,157
単位コスト	活動指標1単位当たりコスト(円)		—	-	2,157,000	
	市民1人当たりのコスト(円)		—	57	73	

【事務事業の今までの成果】

高齢者の専用居室等の整備が必要であり、自力で整備が困難（金融機関等からの借入が困難など）な市民のニーズに応えることが出来ている。

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	近隣市町もほぼ同様の制度で実施している。
事業に対する市民の意見 (事業に対する期待、要望、苦情等)	簡単に貸付が受けられると思い相談される方で、工事箇所が高齢者の専用居室の整備と限定されていることや、同一市内に居住する保証人を2人立てなければならない事でハードルが高いように言われてた。

【一次評価】

判定	事業の方向性	判定に至った理由
<b>C 2</b>	A 現状のまま継続（実施）	金融機関から借り入れできず相談されている方がほとんどのため、行政が行うべき必要な事業と考えられる。しかし利用者はほぼゼロに近いと見られ、今後は貸付規則の見直し（緩和）も視野にいれながら、継続していく必要があるためC2判定とした。
	B 1 見直しの上で継続（拡大）	
	B 2 見直しの上で継続（手段改善等）	
	B 3 見直しの上で継続（縮小）	
	C 1 大幅な見直しの上で継続（拡大）	
	C 2 大幅な見直しの上で継続（手段改善等）	
	C 3 大幅な見直しの上で継続（縮小）	
	D 休止・廃止（統合を含む）を検討する事業	
	E 終了（完成及び目的を達成し終了した事業）	

※一次評価の判定がB～Dのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容（改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。）

貸付規則を見直しすることで利用者数は増える可能性もあるが、償還回収できない場合も考えられるため、慎重に貸付規則の見直しについて検討していく。

【二次評価】

判定	判定に至った理由
<b>A</b>	計画は下回っているものの、必要性については認められると考えられ、今後は事業の周知を図りつつ、継続実施と考えます。

